

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：高山村ハザードマップ)

高山村ハザードマップによると、当会が立地する中山地域において、概ね全域において浸水被害は予想されていないが、当会が立地する中山地域の名久田川沿いの地域では0.5m～3mの浸水被害が予想されている。

(土砂災害：高山村ハザードマップ)

高山村ハザードマップによると、国道145号線沿いや山間の五領地区の一部は、土砂災害警戒区域（急傾斜・土石流）が多くあり、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れがある箇所が点在している。

(地震：高山村地域防災計画)

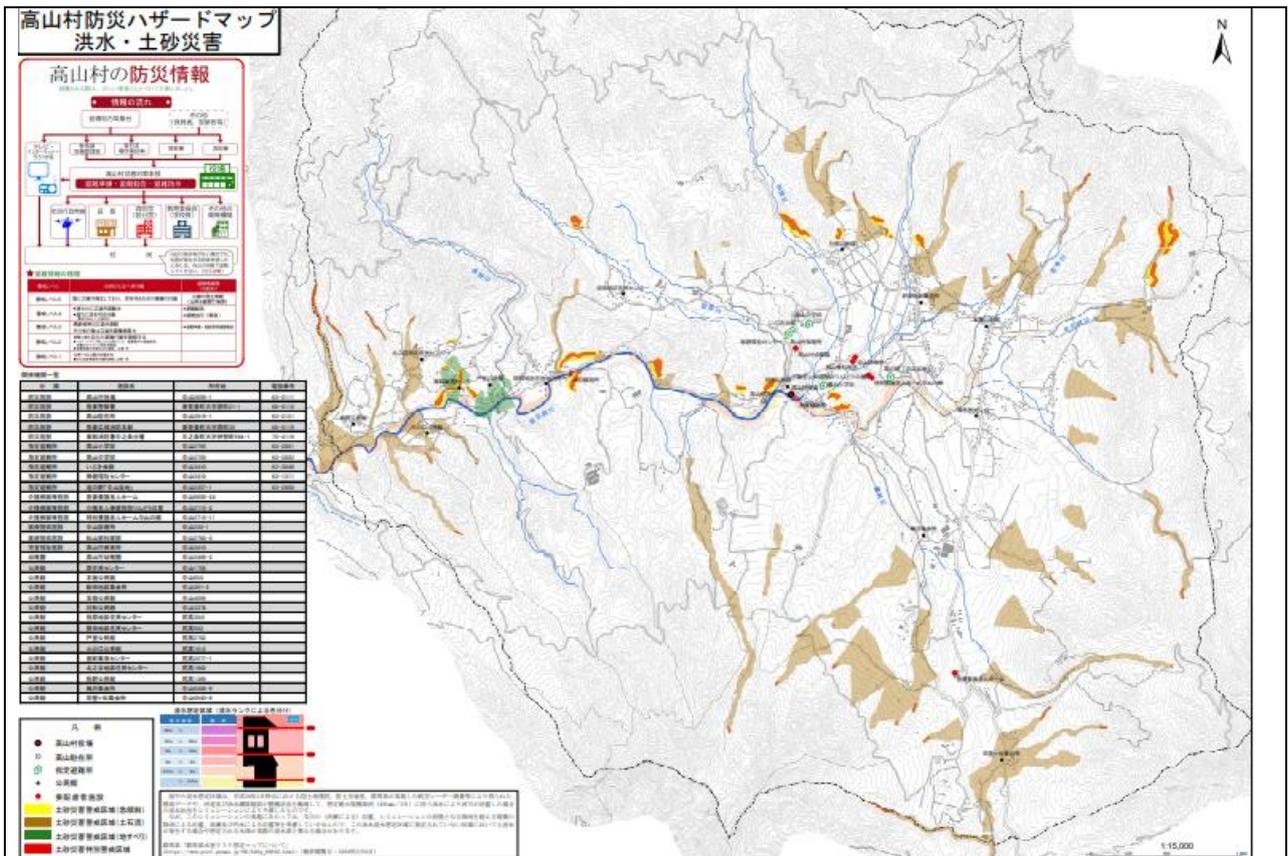
高山村地域防災計画によると、高山村周辺において、大きい地震を発生させるような活断層としては、「関東平野北西縁断層帯」がある。この活断層により当該地域の想定される地震はマグニチュード8.1、震度5強が想定される。地震発生による被害は、建物被害による人的被害1.7人、土砂災害による人的被害の死者0.6人、負傷者0.7人、排水管被害や断水、避難者や帰宅困難者等多くの被害を受けると想定される。

(その他)

当村は、群馬県北部に位置し、東は沼田市、南は渋川市、西は中之条町、北はみなかみ町に隣接し、村東南北を1,000m内外の山岳に囲まれた盆地となっており、中央を東西に吾妻川の支流名久田川が流れている。東から西へは緩やかな傾斜地となり村西部は中之条盆地の一部を形成している。主要な道路網は、東西方向に国道145号が、南北方向に主要地方道渋川下新田線が通過しており、村の中心部で交差している。なお、鉄道は存在しない。したがって、村の生活はこれらの幹線道路と密接に繋がっているため、災害応急対策時における緊急輸送、避難等、災害復旧において重要な路線である。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、有効な対処方法が存在しない感染症が発生した場合には、全国的かつ急速な蔓延により、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。



資料：高山村ハザードマップ

(2) 商工業者の状況

- 商工業者等数 131社
- 小規模事業者数 122社

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	30	30	地域内に広く分布している
製造業	9	8	中山地域に多く存在している
卸売業	4	4	中山地域に集中している
小売業	21	19	中山地域に集中している
飲食・宿泊業	14	14	地域内に広く分布している
サービス業	14	9	中山地域に集中している
その他	39	38	地域内に広く分布している

資料：平成 28 年経済センサス活動調査

(3) これまでの取組

- ① 高山村の取組
 - 高山村地域防災計画の策定、防災訓練の実施
 - 防災備品の備蓄
 - 高山村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ② 高山村商工会の取組
 - 「事業継続計画」の策定、会員被災情報の収集
 - 事業者BCPに関する国の施策の周知

- ぐんま共済等と連携した損害保険への加入促進
- 防災備品（スコープ、懐中電灯、非常食等）を備蓄（別途、高山村における備蓄物品も有）
- 高山村が実施する防災訓練への参加及び協力
- 圏域商工会との「災害時等における商工会相互支援に関する協定」の締結

II 課題

現状では、緊急時の取組について「事業継続計画」（BCP）への漠然的な記載にとどまり、災害時において管内事業所への具体的な対応策や情報の収集、支援についての明確な取り決めはなく、群馬県や高山村の調査依頼に対して簡易な聞き取り調査を行うのみであり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった経営指導員が存在しない。更には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- 地区小規模事業者等に対し、平時から災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定支援を実施するとともに、事前対策の必要性について啓蒙・周知活動を行う。
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、高山村商工会と高山村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- 巡回や窓口指導時に、自然災害等のリスクや感染症等リスクに対応した共済・保険制度の情報提供を行い、必要に応じて、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- 金融機関や損保会社との連携を強化し、災害発生後の速やかな復興支援を講じる。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年11月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

「高山村地域防災計画」や「高山村新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 経営指導員等による巡回経営指導時に、高山村ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- 村会報や当会ホームページ等において、事業継続力強化計画認定制度等国の施策、高山村地域防災計画等の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行うことにより、災害リスクについての意識向上を図る。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②高山村商工会自身の事業継続計画の作成

- 当会は平成30年4月「事業継続計画」を策定、令和3年6月改訂（別添）。

③関係団体等との連携

- ぐんま共済協同組合等にリスクファイナンスに関する専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- 群馬県商工会連合会や連携する支援機関に対し、事業継続力強化のための普及啓発ポスター掲示依頼、共催によるセミナーを開催する。

④フォローアップ

- 地区内小規模事業者の事業者BCPや事業継続力強化計画の策定・認定状況を、アンケートまたは聞き取り調査等により確認し、策定困難な事業者に対しては、経営指導員がアドバイスするとともに必要な策定支援を行う。
- （仮称）高山村事業継続力強化支援協議会（構成員：高山村商工会、高山村）を開催し、取組状況確認や情報共有、今後の連携体制の改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害（令和元年台風19号、東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地域内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- 発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当村、群馬県商工会連合会で共有する。）
- 国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、高山村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- 当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、安全確認後に出勤する。
- 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- 大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。
- 確認した被害状況をまとめ、高山村と群馬県商工会連合会へ報告する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">➢ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。➢ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。➢ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">➢ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。➢ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">➢ 目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

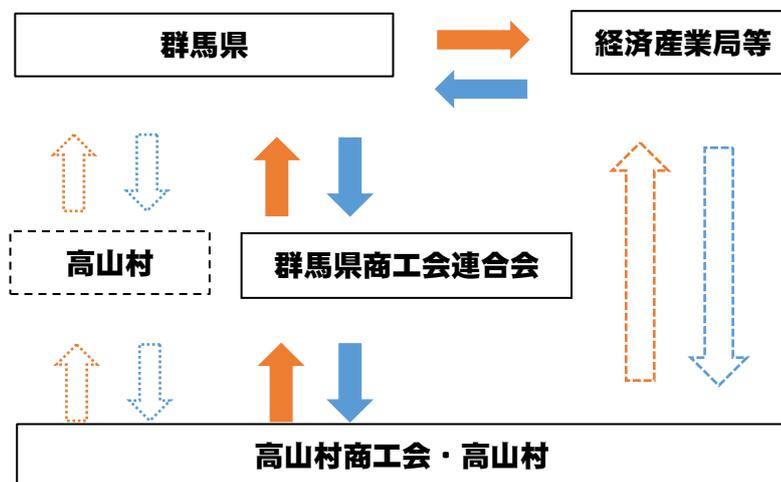
発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～4週間	適時、共有する
1ヶ月以降	適時、共有する

- 当村で取りまとめた「高山村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- 自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、高山村の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- 当会と高山村と情報を共有した上で、当会が群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会が群馬県へ報告する。
- 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を、当会が群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会が群馬県へ報告する。

(連絡ルート)



※塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとして記載。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 当会と当村で協議の上、災害に対する相談窓口の開設を行う。当会では、国や県の依頼を受けた場合は、当会館内に特別相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国、群馬県、高山村等の施策、日本政策金融公庫の災害貸付等）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 国や群馬県の方針に従って、当会と当村で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- 被害規模が大きく、当会と当村の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの

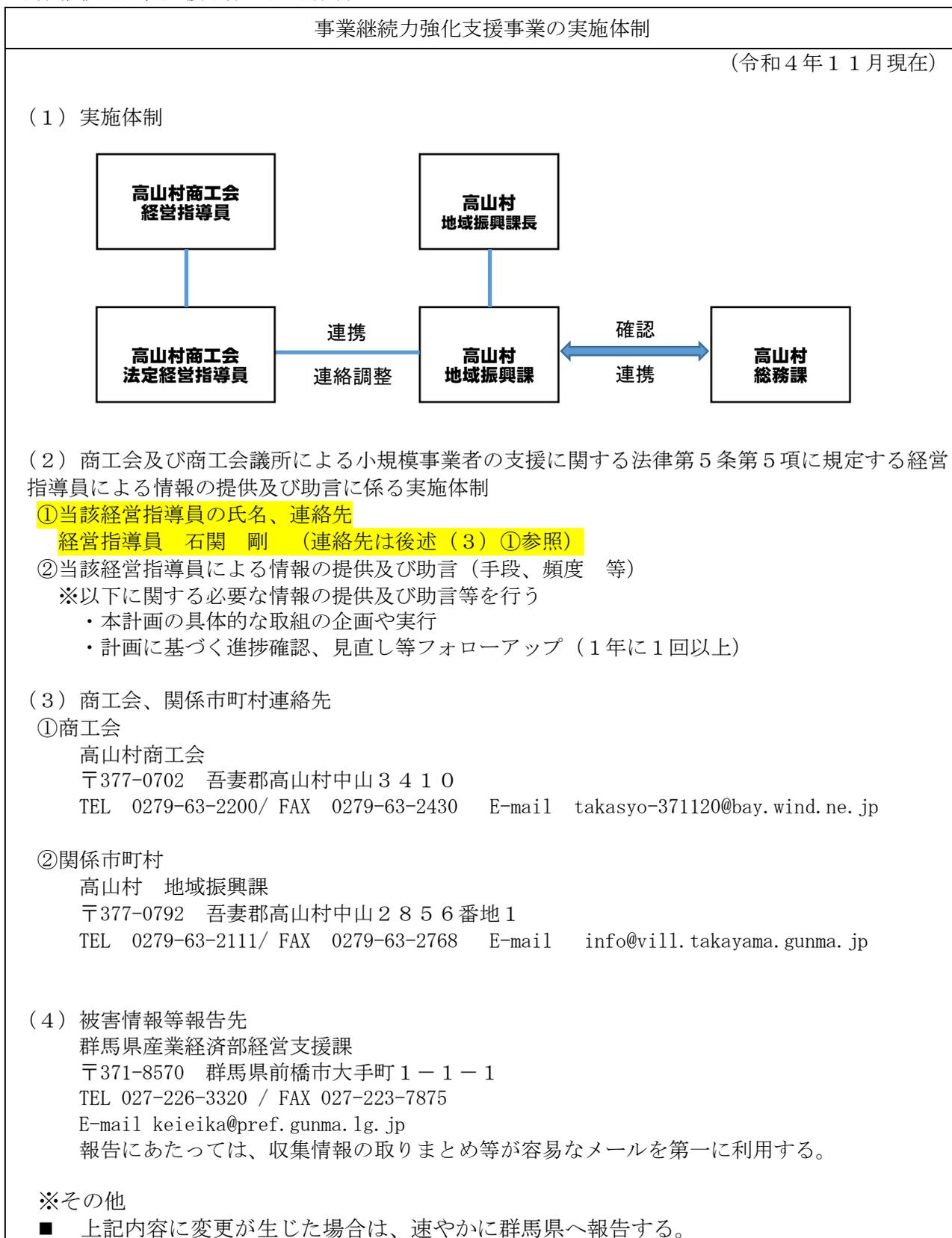
応援派遣等を群馬県商工会連合会や群馬県等に相談する。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、高山村補助金、県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ぐんま共済協同組合 住 所：〒371-0841 群馬県前橋市石倉町 4-9-10 代表者：理事長 田部井 俊勝 T E L：027-254-2755
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の啓蒙活動及び策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的支援
連携して事業を実施する者の役割
ぐんま共済協同組合 前橋支店 支店長 田村 考也 住 所：〒371-0841 群馬県前橋市石倉町 4-9-10 T E L：027-254-2755 ①小規模事業者等に対する災害リスクの周知 ②事業継続計画等の啓蒙・普及活動 ③事業継続計画等の策定とフォローアップ ・事業継続計画策定セミナー並びに個別相談会の実施 ④災害時に活用できる保険商品等の案内
連携体制図等